

## 許可が必要となる雨水浸透阻害行為の対象面積の拡大について

新川流域における過去の開発規模別の面積割合を見ると、1,000m<sup>2</sup>以上の開発が全開発面積に占める割合は約40%であり、これを500m<sup>2</sup>以上の開発にまで対象面積を拡大すると、約60%とすることができます。

このため、愛知県、名古屋市、一宮市、春日井市では、開発に伴う流出雨水量の増加を抑えるため、**条例により、許可が必要となる雨水浸透阻害行為の対象面積を500m<sup>2</sup>以上にまで拡大しました。**なお、あわせて、**500m<sup>2</sup>以上1000m<sup>2</sup>未満の雨水浸透阻害行為に伴う対策工事の技術的基準となる降雨を3年確率降雨に緩和**しました。

